

●香川県告示第229号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成29年8月1日から同月15日まで東瀬戸漁業協同組合において縦覧に供する。

平成29年8月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

高松市女木町1947番地 真田 清美

高松市女木町75番地1 西口 敏夫

高松市女木町1904番地 真田 稔

2 加入区の名称

女木島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

東瀬戸漁業協同組合